Alternative Systems Study Bulletin

メール版 第30巻第2号 (2022年10月2日)

41回目のメール版を送ります。

ルネサンス研究所などの複数のメーリングリストに投稿しますので、これまで手に取っておられなかった方々にも届くことになります。配信停止の手続きは、メールで連絡して下さればいいのですが、メーリングリストのばあいは配信停止ができません。お手数ですが届いたら削除して下さい。

この小冊子は、1993年から発行しています。最初は知的創造集団のネットワーク形成をめざし、数人の同人で始めました。しかし、私が阪神大震災以降多忙になったこともあり、第4巻(1996年)からは私の個人誌として再出発しています。そのころは協同組合のシンクタンクづくりをめざしていました。シンクタンクづくりは実現していませんが、以降隔月刊で発行し、主要な論文はHPに掲載しています。

メール版で発行したバックナンバーは、PDFファイルにしてHPの「バラキン雑記」のところに掲載しています。ぜひご覧ください。

2015 年度の『ASSB』の PDF ファイル。

http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog id=239 2016 年度の分は次です。

http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog_id=240 2017~22 年度の分は次です。

http://www.office-ebara.org/modules/weblog/details.php?blog_id=244

メール版は拡散自由です。またいろいろな意見や異論があれば、メールでお知らせください

編集 境 毅(筆名:榎原 均)

連絡先 〒600-8799 京都市下京区東塩小路町 京都中郵私書箱 169 号 貿易研究会 ホームページ http://www.office-ebara.org/ メール sakatake2000@yahoo.co.jp

購読料 無料 (カンパ歓迎)

カンパ振込先(郵便振替) 口座番号:01090-5-67283 口座名:資本論研究会 他金融機関からの振り込み 店名:109 当座 0067283

30 巻第 2 号 目次

はじめに

陣地戦のあたらしい理論(季報『唯物論研究』寄稿論文) 研究ノート

基礎から考える日本の安全保障(第一回)

研究ノート

基礎から考える日本の安全保障(第二回) 日米安全保障条約の問題点(1)

*本号は、次号第30巻3号と同時配信です。

はじめに

今回も 2 号同時配信とします。分量が多いので分割しました。トップ論文は一番最後に書いたもので、寄稿論文「階級闘争の理論から陣地戦の理論へ」の続きです。ただし今回は文字数が 3000 字で意を尽くせていませんが、同時配信の「研究ノート」の背景説明となっています。

「研究ノート」はいずれも『協同組合運動研究会報』に掲載したもので、 $1\sim2$ 回が 321 号と 322 号です。次号掲載の $3\sim4$ 回は、323 号と 324 号となります。次号は「はじめに」は省略します。

陣地戦のあたらしい理論(季報『唯物論研究』寄稿論文)

境 毅 (筆名榎原 均) (文化地普及協会)

階級闘争の理論を括弧に入れ陣地戦の理論の解明へ

私は1年前に、本誌157号に論文「階級闘争の理論から陣地戦の理論へ」を寄稿し、そこで、現在の重要で主要な闘いは陣地戦であり、それは階級闘争の理論では指導できない、という認識を明らかにしました。以降1年間の経過のなかでの私の実践について報告して、今回の特集の一端を担いたい。

陣地戦の理解にもいろいろあり、私は今日の日本での陣地戦は、市民社会に、資本と国家官僚の強固な陣地が築かれていて、人々を臣民化しており、これに抗う人々が大勢いるものの、その戦線は、官僚と資本、およびそれらによって臣民化された周りの人々によって、分断され孤立させられているという認識から出発しています。そしてその原因の一つに左翼諸党派が、階級闘争の理論で自らを武装していて、今日の陣地戦について認識できていないだけでなく、またそれに必要な理論について無関心であることをあげることができます。

かく言う私も、80 年代後半に政治運動から社会運動に転身し、以降陣地戦を闘っている という意識を持っていましたが、昨年の論文を仕上げるまでは、自らの陣地戦を階級闘争 の理論によって位置づけようとしていました。

この一年間、階級闘争の理論を括弧に入れ、陣地戦それ自体の分析と、その発展方向を 考えていく中で、一定の結論を得ています。それは最後のまとめで取り上げるとして、こ の間の陣地戦の実践的取り組みを紹介していきましょう。

社会的連帯経済の日本型モデルの発見

社会運動の目標としてより良い社会を創造するため、社会的連帯経済の創出が課題となっています。私は、2005年に共生型経済推進フォーラムに関わって以降、この経済のヨーロッパモデルを日本に移植しようと努力てきました。しかし、15年に及ぶ活動にもかかわらず、成果が挙げられず、結局移植ということ自体が無理ではないかと気づきました。そして社会的連連帯経済の日本型モデルが存在することに気づき、全国に散在するこのモデルを発掘し、互いに連携できるような方向性を求めて、2021年末には陣地戦研究会を提案してきました。そしていくつかのモデルを発見してきています。

戦争に抗う陣地戦

ところが今年の2月になって戦争がはじまり、これにどう対応するかが問われ、私としては、この戦争を人類最後の戦争にしようという覚悟で、戦争に抗う陣地戦の展望を探求してきました。左翼の立場からすれば、自国帝国主義の敗北であり、自国の安全保障など考えたこともないという人が多いでしょう。ただ、私は、1969年から数年間、革命戦争を

起こそうとしていたこともあって、戦争論それ自体はそこそこ研究していました。それでまずは、人類学的知性による戦争の文化の克服という課題を掲げて現代の戦争論の文献にあたり、抜粋を作成し、報告しました。そしてそこからの結論は、軍産複合体に対して陣地戦で抗うことでした。とりあえずは、10 冊以上翻訳されている軍産複合体を批判している文献の要約を作成し、誰もが読めるようにネットに公開することを考えています。

なぜ人類学的知性が必要かといえば、現代の学問分野で戦争論という講座はありません。 戦争はさまざまな学問分野の総合的な研究によって解明されるべき事態です。また、私が ここで人類学的知性と名付けたのは、学問分野で細分化された個々の人類学というジャン ルを指しているわけではありません。そうではなくて、すべての学問分野を包括し、かつ、 科学や技術といった文明の内実なども文化ととらえ、それでもって現代社会を解明しよう とする立場です。故グレーバーが『負債論』(以文社)で展開したように、現代社会を人類 学の対象とするには、このような意味での人類学的知性が求められているのです。

日本の安全保障における対米陣地戦の準備

そのあと、戦争の文化が満開の日本の現状で、「基礎から考える日本の安全保障」というテーマで研究を始めました。最初は自衛隊の歴史に取り組みましたが、途中で日米関係の研究に変更し、矢部宏治『日本はなぜ戦争ができる国になったのか』(集英社インターナショナル)に刺激されて、対米従属に抗う陣地戦にとって不可欠の資料として「対日米国外交文書資料集」の発刊を提案しています。資料集の内容は、GHQの占領下の米国の外交文書、講和条約の交渉過程、その過程での密約、60年の安保改定の交渉過程、等の当時の対日米国外交文書の資料です。これらはアメリカ公文書管理局が公開しており、だれでもアクセスできます。しかも、これらの文書は現在も効力を有していて、今日の日米関係を規定しているのです。

つまり、これらが日本国憲法を超える法的強制力を持って、現在も日本政府を拘束しているのです。日本政府はこれらの文書について、自らもその片棒を担いてきたという経過から、国民には隠しておきたくて、その周知徹底を怠ってきています。そのことによって対米従属が、あたかも自然現象のように日本国民に意識されているのです。

2009 年の民主党政権の経験は、政権を取っても対米従属からの脱却は困難であることを示しました。そうであれば、対米従属の克服を選挙公約にあげるだけでなく、日常生活においてその脱却のための抗いを準備しなければならないのです。そのためにはまずはいまだかつて提示されたことのない不可視の法体系を可視化しなければならないのです。

この資料集は、現在は不可視である憲法を超える日米間の法体系の可視化が目的ですが、 それにもとづいて初めて、この法体系の歴史的正当性や、現時点での妥当性をめぐる対米 外交交渉が可能となるでしょう。対米従属に抗う陣地戦の準備です。

陣地戦の新しい理論

以上この間の私の陣地戦の取り組みを生の形で紹介してきました。最後に理論的なまとめを試みておきましょう。

まず、さまざまな陣地戦を把握する単一の理論はなく、さまざまな陣地戦は、それぞれの理論をもつ、ということです。階級闘争の理論にも様々な変種があるとはいえ、それぞれ単一理論による世界把握です。このような理論からは陣地戦は視野から消失してしまいます。

必要なことは、諸理論によって裏付けられたさまざまな陣地戦の連携を構想することです。 理論の多様性を認め、実践の連携を追求することで、資本と国家の支配に抗する陣地形成 に寄与することができます。その際に差異を力にする組織論が求められるでしょう。階級 闘争の理論から決別した、人類学的知性による個々の陣地戦の解明と方針の提起が必要で あり、これはまた自らの実践を対象として取り上げ、それによる理論の検証作業を不可欠 としています。 最後に階級闘争の理論にもとづく実践の限界を指摘することでこの短い稿を閉じることとします。階級闘争の理論にもとづく実践は、政党結成に向かい、政党は機関誌紙を発刊して大衆に対して宣伝・扇動します。その目的は政権奪取です。ソ連の崩壊はこのような実践の限界を示しましたが、このソ連崩壊という現実を階級闘争の理論の検証にまで進めた党派は、日本の野党や新左翼には皆無です。左翼にとって階級闘争の理論から陣地戦の理論への転換をはかるためには、崩壊したソ連という現実の歴史的実践を対象とし、それを指導した階級闘争の理論を検証するところからしか始まらないでしょう。

それに対して既に現在の陣地戦を闘っている人々は、階級闘争の理論など知らずに自らの抗いを展開しています。彼らの実践に学んで様々で多様である理論を構築していくことが今日の左翼の課題ではないでしょうか。

(陣地戦にかかわる新しい理論については、文化地普及協会HP参照)

研究ノート 基礎から考える日本の安全保障(第一回)

はじめに

ロシアによるウクライナ侵攻以降、戦争が継続し、安全保障について国会でも議論されています。「戦争の文化」という言葉がありますが、戦時には人々は日常とは異なる気分に支配され、戦争の当事国は挙国一致の雰囲気に支配されます。このような状態になると、政治的理性の歯止めが利かなくなるのです。

第二次世界大戦で敗北した日本は、アメリカ占領軍の支配のもとで、戦争の放棄と自衛のための軍事力の放棄という異例の条項を伴った日本国憲法を制定しました。その後朝鮮戦争がはじまり、冷戦の時代に移行していくのですが、日本はアメリカと単独講和条約を結び、形式的には独立するのですが、憲法 9 条の規定により軍事力を持てない状態を、日米安保条約で補い、沖縄を米国の統治下に置くとともに(1972年に返還された)、日本に米軍基地を置くことでこれを抑止力としてきました。

憲法 9 条と日米安保条約と沖縄等の米軍基地問題、という組み合わせの日本の安全保障について、これまで、憲法 9 条と安保条約そして基地問題について多くの議論がなされてきました。またこれとは別に戦争被爆国として、核兵器廃絶の運動も続けられています。

私自身についていえば、徳島市が米軍によって空襲を受け、家の裏にあった池の水に布団を濡らして、焼夷弾の火の粉を防いだという記憶があります。そして、1959 年には大学に入学後すぐに始まった安保改定反対の運動に参加しました。1980 年代後半には政治運動の限界を知り、社会運動に転身して生協設立運動に参加するのですが、現在に至るまで日本の安全保障について詰めて考えることなしに過ごしてきました。それで膨大な量になる日本の安全保障関係の書籍や論争について何かを論じる資格はありません。そこでそれらとは一線を画した研究を始めています。

研究の指針は、この戦争を人類最後の戦争にしたい、という思いです。今回は、戦争の文化の克服を主張しているジョン・ダワー『戦争の文化』と、アメリカのリアルな政治について明快に論じているジョン・ミアシャイマー『大国政治の悲劇』を取り上げます。目的は、戦争の文化の克服という課題が、憲法 9 条を活かした外交努力で現実化されるのではないかという見通しと、他方自民党が対米追随外交を続けていますが、アメリカという大国のリアルな政治の素顔を人びとが周知しておくことが大事だと考えるからです。

なお、日本の安全保障について、一人から始められる運動を構想中です。安全保障というと国家のそれですから国政に関わる政党にしか出番はないと思われがちです。しかし、日本の場合、憲法 9 条と日米安保条約、米軍基地、といった他の独立国には見られない枠組みがあり、かえって一人から始められる運動の可能性を示唆しています。結論は出てはいないのですが、不定期連載をしていきます。

第1章 戦争の文化の克服

1. 「戦争の文化」という問題提起

そもそも「戦争の文化」という言葉はキーガンが『戦略の歴史』(心交社、1997年、原書、1993年)で、クラウゼヴィッツの「戦争とは別の手段による政治の継続」という有名な定式の批判を試みたことに始まると思われます。もしこの定式通りならば、戦争は政治的理性によって制御できるはずです。しかし二つの世界大戦を経験したキーガンは、戦争は政治的理性によっては制御できないことを知り、その発想にもとづいて、戦争を人類の文化として位置づけたのでした。

「戦争は人類の歴史と同じくらい古く、人間の心のもっとも秘められたところ、合理的な目的が雲散霧消し、プライドと感情が支配し、本能が君臨しているところに根ざしている。」 (『戦略の歴史』、14頁)

従って、戦争をなくすには、政治だけでなく文化の果たす役割が大きいのです。キーガンは、次のように述べて、戦争のない文化の創造による戦争の廃絶を展望しています。

「戦争を受け入れる余地がない世界の政治経済は、新たな人間関係の文化を求めているということを認識しなければならない。われわれが知っているほとんどの文化は戦士の精神によって鼓舞されてきたが、現在起こりつつある文化上の変質は過去との断絶を求めている。そしてそれには、前例は存在しないのである。とはいえ将来の戦争が世界と対決するときの脅威にとっても前例は存在しない。疑問の余地のないほど好戦的だった過去。そして想定される平和な将来。本書のテーマはこういった過去から将来への、人間の文化に移行の構図を作成することである。」(同書、75頁)

キーガンが述べている「新たな人間関係の文化」とは一体どのようなものでしょうか。これについての一例が、ちょうどキーガンがこの書を出版した頃の 1992 年に行われた「コロンブス 500 年」をめぐる動きです。アメリカでは 10 月の第二月曜日を「コロンブス・ディ」と名付けて法定休日にしています。そして、100 年ごとに記念祭が行われてきて、1892年に開催された 400 年祭は、祝賀ムード一色の一大イベントでした。ところがその 100 年後の 1992 年には、先住民の視点からのコロンブス=侵略者という理解が進み、お祭りムードは消えてしまったのです。

この問題を取り扱ったネットで検索した論文「コロンブスは英雄か悪党か」(橋本 寛)によれば、アメリカで1960年代に台頭した黒人の公民権運動が大きな原動力となって、アメリカ・インディアンや少数民族を巻きこんだマイノリティ運動に発展しました。さらにベトナム反戦運動や学生運動も加わり、社会変革のうねりをつくってきて、アメリカ・インディアンの立場からのコロンブスの評価が研究者の間でも広がったのです。もちろんこのような視点はまだアメリカ国民の集団的な意識を変えるところまでは進んでいませんが、2012年から始まった「Black Lives Matter(ブラック・ライブズ・マター)」運動の広がりの中で、コロンブスをめぐる問題も、ヨーロッパによる奴隷貿易や先住民大量虐殺、そして植民地支配への告発という方向へと発展していて、イギリスやオランダの現政府に過去の植民地支配について謝罪と賠償を要求するような運動も活発になってきています。このような動きを「新たな人間関係の文化」と捉えることで、戦争ない社会への移行の具体像が描けるのではないでしょうか。このような文化理解にもとづいて、ダワーの提案を紹介します。

2. ジョン・ダワーによる戦争の文化の克服

ジョン・ダワー『戦争の文化』上・下(岩波書店、2021 年、原書、2010 年)の副題は、パールハーバー、ヒロシマ、9. 11、イラク、です。この間のアメリカの戦争を、戦争の文化という観点から比較対照しつつ記述しています。この書の原書は2010年ですが、日本語版には2021年に書かれた序文がついています。まずそれに注目しましょう。

「今では対テロ戦争は遠のき、ワシントンの主要な敵は中華人民共和国へとシフトした

感がある。テロ集団との非対称の戦争ではなく、重武装した超大国どうしが、かつての陸 海空に加えて宇宙空間やサイバースペースまで含めた戦場で対峙する状況になった。

この米中対決は、テロとの戦争以上に日本を巻き込む可能性が高いが、本書を書きながら私が痛感したのは、理性とはレベルの異なる巨大な要因が、開戦の決断や戦争の遂行方法に影響を与えるという事実である。兵器と情報収集技術はかつてなく洗錬されたが、人間の生の感情や判断力は、エリートたちの世界でもそれほど変化していない。紛争を好む者は、自分は相手とは違うと強調するが、じつは彼らは、つねに同じものを共有している。・・・

しかし、自分に都合のよい思考、内部の異論を排除し外部の批判を受け付けない態度、過度のナショナリズム、敵の動機や能力を過小評価する上層部の傲慢といった『戦争の文化』は、まさにアフガニスタンやイラクでアメリカが陥ったものでもあった。」(『戦争の文化』、vii~vii頁)

ここでダワーが使っている戦争の文化は、キーガンが述べていた、政治的理性では制御できない戦争の文化という側面です。

「最近のアメリカの政治状況も明るいとは言えない。・・・アメリカの軍国主義を現実に推し進めたのは、むしろバラク・オバマ大統領(2009~2017)であった。ノーベル平和賞に輝き、歴代大統領のなかでも有数の雄弁家であったオバマの実際の政策は、核最新化を決定し(2016年)、ドローン攻撃を推進するものであった。民主・共和どちらの政党がホワイトハウスに代表を送り込もうと、『安全』とか『防衛』の名において戦争を挑発する態度は、戦後のアメリカ外交に一貫している。 2021年になり、ジョー・バイデン大統領に代わったが、アメリカの独善的傾向は変わっていない。

戦争の文化に追い立てられる傾向は、超大国の地位を追求している中国も例外ではないであろう。いまは、容赦なく展開する戦争の文化を、日本が少しでも抑制する役割を果たすよう、願うばかりである。」(同書、viii~ix頁)

ダワーは歴史学者で日本の戦後史については『吉田茂の時代』や、『敗北を抱きしめて』 があり、戦後の日本人の戦争観が米・英とは異なることを理解した上で、日本に、アメリカと中国との関係において今後激しくならざるをえない戦争の文化を抑制する役割を期待 しています。

戦争の文化というときの文化の意味についてもダワーはプロローグで次のように述べています。

「普通の意味での『文化』という概念からの離脱を意味する。・・・伝統的な意味での『文化』とは、通念、価値観、態度、社会慣行を共有する社会的なまとまりのことで、この意味での文化が重要であることは明らかである。」(同書、xiv頁)

このような従来の、ソフトなものを文化と見なす捉え方だと、文化のユニークさを固定的に捉える空想的な本質主義となり、相違性のみ強調することになります。このように従来の文化把握を批判した後、次のように述べています。

「難しいのは、現代の多くの文化を統一的に理解するような比較研究を行うことである。」 (同書、x v 頁)

このように考えるダワーは、戦争の文化を「戦争から生まれ、戦争に適合した諸文化の 横断的探究」(同書、x v 頁) と規定しています。

これはまさしく人類学的知性を必要とします。そしてダワーは戦争の科学技術的側面にも注目しており、科学・技術を文化としてとらえる立場に立っているのです。

「私は、戦争の文化のもうひとつの側面をとらえようとしたのである。われわれ人類が暴力と大量破壊をやめない理由は、戦争計画の立案者や政治分析の専門家が思っているよりも複雑で深刻である。この複雑さと深刻さを見落とすと、危険が待っている。私が述べたことが個人や社会や人間にとってどれほど不吉であろうが、その危険自体が変わるわけではない。」(x viii頁)

ここで述べられている科学・技術批判については節を改めて取り上げます。最後に注目

しておきたいのは「エピローグ」で述べられている次の言葉です。

「このような、他人も自分も騙すかのような思考法は経済分野に特有なものではなく、もっと深い心理学的、制度的な病理の反映であり、その病理の中に、決して消えてなくならない戦争の文化が含まれていることは疑いない。人類がいつの日か、この欺きの思考様式を真に制御し、乗り越える力を身につけられるかどうか。その見通しは、最良の場合でも『大いに不確実』というべきである。これを実現するには、これまでとは根本的に異なる信条と理性が必要とされる。建設的な変革と、しっかりと根を張った平和の文化は、もし到来するとしても、ごくゆっくりとであろう。だが、その歩みの中にこそ、希望がある。」(同書、下、292頁)

キーガンが述べている「新たな人間関係の文化」、そしてダワーが述べている「これまでとは根本的に異なる信条と理性」による「平和の文化」、これをいかにして創造していくのか、このことが課題です。

3. 軍事的科学・技術を文化としてとらえる

ダワーは端的に、原爆投下の論理について次のようにまとめています。

「なぜ、われわれはこのように野獣的な暴力に頼り続けるのか。その理由を簡単に説明することはできない。だが、最初の核兵器が日本に使用されたときの力学を理解すれば、人を容赦なき暴力へと駆り立てる政治的、制度的、心理的な要因の相互作用を知る入り口にはなる。原爆使用の論拠——その当時だけの事情もあるが、本質的には日米戦争だけのものではない——は、次のように理解することができる。

(1)戦争を終結させアメリカ人の生命を救うこと。これは今でもよく挙げられる理由で ある。(2) 敵を武力と権力で圧倒したいという強い衝動。これは第二次世界大戦では、英 米が日本に対する無条件降伏要求を決して緩和しなかったことにも現れている。(3)冷戦 初期の力対力のグローバルな政治状況。ソ連を威嚇する『切り札』(スティムソン陸軍長官) としての原子爆弾。(4)国内政治への配慮。ルーズベルトが戦中に急死し、あとをついだ トルーマン大統領と民主党が、無駄なプロジェクトに税金を費やしたのではないかという 共和党側からの批判をかわし、戦後の軍事計画への支持を獲得するためにも、原爆投下は 必要と考えられた。(5) 科学がもつ『甘美さ』と、それを実際に活用してみたいという抗 いがたい力。(6) 巨大な戦争マシンに組み込まれた科学者・ 技術者が取りやすい行動傾 向。(5) と(6) が結びついて、新兵器の開発と使用に向けた強い衝動が生み出された。 (7) 無制限の暴力がもたらす興奮と陶酔。これは昔から見られるものであるが、 大規模 破壊が可能になった現代では、とりわけ魅力的に感じられる。(8)復讐心。真珠湾攻撃や 日本軍の残虐行為への仕返しとして、日本の住民全体が復讐の対象とされた。(9)『理想 のための殲 滅』。これは、原子爆弾の破壊力を本物の人間を標的にして実証することが、 将来のあらゆる戦争の防止にとって不可欠だという考えかたである。・・・原子爆弾の開発・ 使用の過程には、独自の生理的文脈のようなものがあった。それは妄想に近いもので、人 間がこの世の破壊者かつ創造者たる神になったかのような気分になれる、濃密で忘れがた い瞬間の感覚である。」(同書、下、3~4頁)

原爆投下に至る論理をこのように整理したうえで、ダワーは、原爆投下についての反省について述べていきます。まず原爆投下は本当に必要だったのかを考え直すきっかけとしてのジョン・スウォープの写真で表現された「廃墟のような都市」が挙げられ、原爆を開発したマンハッタン計画での科学・技術者のトップであった、オッペンハイマーの発言が続きます。

「オッペンハイマーも、『世界で最も文明的で人道的な国であると思いたい』アメリカとイギリスが、どうして『実質的にはすでに敗北していた敵に原子爆弾を使用した』のかと、戦後には人前で語るようになった。」(同書、下、9頁)

ついで、科学者たちの懸念についても報告されています。

「かなりの科学者たちが、自分たちが完成させたものが使われたことに心を痛めたし、

原爆投下以前にも、内輪だけであるが、はっきりと懸念を述べていたという事実である。・・・1944年11月の長文の報告書(通称「ジェフリーズ報告」)は、原子力分野におけるアメリカの優位と民間の科学者・民間企業と政府の活発な協力関係の継続を提唱する一方で、もし国際協力が進展せず、『核戦争の手段を有効に管理しうる警察力を持つ国際管理機関』が創設されなければ、新兵器は『文明の破壊者』となると述べている。」(同書、下、10~11頁)

この報告から 7 か月後の「フランク報告」も同様の内容で、これ以外にも、物理学者レオ・シラードが起草したトルーマン大統領あて嘆願書に 69 名の科学者が署名しています。とはいえ科学者の反省もアメリカの世論にはなりませんでした。それには科学者にとっての軍事技術開発における独特の魅力があったからでした。

「数十年後、物理学者のビクター・ワイスコップ〔ロスアルモスの原爆開発者の一人〕は、マンハッタン計画に参加した経験を振り返って、『辞職を考えた人はほとんどいなかったと言わざるを得ないことを、私は恥じる』と告白している。彼が知る範囲では、辞職した科学者は二人だけであった。ワイスコップは、それはなぜかと問い、次のように説明している。『仕事が魅力的だった。当時は、辞職など考えられなかった。・・・それは〈科学技術として甘美〉であった』。彼によれば、1945年夏の時点で、四つの選択肢があった。一つ目は、新兵器を使用しないことであるが、これは問題外であった。『最強の兵器があるのに、軍部がこれを使用しないことは戦時においては考えられないこと』だったからである。二つ目は、人が住んでいない地域で示威的実験を行うことであったが、これもはじめから真剣に考慮されなかった。三つ目の選択肢は、純粋な軍事施設に原爆を投下することであった。しかし、これは新兵器の威力を示すのに十分ではないうえに、核兵器による破壊とそれ以前の破壊を区別するのが困難との理由から斥けられた。最後の四つ目が、原爆を実戦で使用することであり、ワイスコップの回想によると、これについてのオッペンハイマーの理由づけは、

『原爆が戦争を不可能にさせるなら、それは非常に大きな影響と言える』というものであった。しかし、だから広島と長崎なのか? ワィスコップからみれば、それは『犯罪』であった。原爆開発事業には、共同体的かつ知的な魅力があった。とくにロスアルモスでは、オッペンハイマーを先頭に、原爆を使用可能にするための挑戦が最後まで続いたが、イギリスの物理学者ジェーム ス・タックは、『そこにはプラトンのアテネの学園の精神、理想の共和国の精神があった』と回想している。エドワード・テラーは、『仲のよい大家族』のようだったといい、オッペンハイマーは、戦時のロスアルモスは『高い使命感、義務感、運命感に鼓舞され、団結し、献身的で、驚くほど無私の共同体』であったと述べている。・・・知的にやりがいがあるうえに、社会的大義もあるという感覚は非常に魅力的であったため、1945 年、原爆投下に心を痛ませた科学者の多くは、戦争が終わってからも、『スーパー』と呼ばれた水爆・熱核兵器の開発に従事し続けた。」(同書、下、42~45頁)

このような事情を踏まえて、ダワーの科学技術者への軍事技術開発反対運動への期待は 次のようなものです。

「科学者が原爆を投下したわけではないし、科学者たちは戦争という機械の歯車であり、作ったものをどう使うかを決める立場にはなかった。だからこそ、フランク報告やシラードが主導した意見書のような実践行動が遅ればせながら行われたし、良心の呵責を感じた原子科学者たちは戦後、『科学者運動』の先頭に立ったのであった。ワィスコップは、仲間と学生たちに原爆開発の魅力と自身の後悔の念を語るとき、科学者は研究テーマに魅了されるだけでなく、研究成果がどう応用されるかを真剣に考えるべきだと強調した。ただ、この主張は、すべての科学者が同意することでもなければ、ぜひ聞きたいという助言でもなかった。そう主張した科学者自身、自ら実践するとは限らなかった。」(同書、下、48 頁)

とはいえ、アメリカの軍産複合体の科学技術研究については、スノーデンの告発をはじめ、多くの人々が暴露と批判を始めるようになっています。また、会報 302 号で、ダボス会議の『グレートリセット』について取り上げましたが、現段階での最新技術は人の身体

の能力向上を目指すもので、アメリカの軍事技術もこの領域の技術が多いです。

さらに、マーガレット・マクミラン『戦争論』(えにし書房、2021 年、原書 2020 年) は、 末尾を次の言葉で締めくくっています。

「人間は戦う。戦えるから、戦う。しかし、戦争と社会の長い間続いた絡み合いは終わりになるかもしれない。あるいは終わるべきなのだ。私たちが変わったからではなく、技術が変わったからだ。新しい恐るべき兵器、人工知能と自動殺人機械及びサイバー戦争の重要性の高まりとともに、私たちは人類そのものが消滅する可能性に直面している。嫌なものから目を背ける時ではない。私たちは、これまで以上に戦争について考えなければならない。」(『戦争論』、331頁)

抑止力が核兵器だけでなく、もっと種類が多くなっているという主張です。現在相当の数の軍産複合体批判の本が翻訳されていますが、その文献の要約をつくってネットで読めるようにしようと考えています。これは当研究会の企画ではなくて、私がかかわっている文化知普及協会の課題ですが。

第2章 アメリカという大国政治の悲劇

はじめに

日米安保条約で日本の安全保障の抑止力とされているアメリカ、この国のリアルな政治についてどの程度の理解があるでしょうか。コロンブスが善か悪か、ということになぞらえれば、アメリカは日本にとってどのような存在なのでしょうか。アメリカのニュースは断片的には入ってきますが、アメリカの政治についてのまとまった書籍はお目にかかったことはありません。その中で次に紹介するミアシャイマーはアメリカのリアルな政治について簡潔に述べています。

まずはレトリックと実践におけるダブルスタンダードについて紹介しておきましょう。 「リベラルなアメリカにおける権力政治(パワー・ポリティクス)」で、リアリズムの主張 は強烈すぎて、受けが悪い、と見る著者は、「アメリカ国民はなぜリアリズムを嫌うのか」 と問題を提起して次のように述べています。

「アメリカ国民はリアリズムに敵対的な態度を取りがちである。リアリズムが彼らの価値観と衝突するからだ。・・・アメリカ人は、基本的に楽観主義者である。国内・国外を問わず、政治というものは常に望ましい方向に発展するものであり、それが可能であると考える。」(『大国政治の悲劇』、57頁)

こうしてアメリカの政治家たちはレトリックと実践の乖離を使い分けることになると指摘しています。

「アメリカ人は『レアルポリティーク』を嫌うので、公式の場での外交議論にはたいていりベラリズムの言葉が使われることになる。・・・ところが安全保障政策を担うエリートたちは、密室の中ではアメリカの主義・原則ではなく、あくまでパワーの計算に基づいて政策を練っている。つまりアメリカは国際システムの中ではリアリストの論理によって動かされているのだ。かくしてアメリカの対外政策における実際の行動と、公式の場で使われるレトリックには、大きな隔たりができることになる。」(同書、59頁)

「このような現実とレトリックの間の隔たりを、当のアメリカ人自身はほとんど気づいていない。」(同書、60頁)

気づいていないのはアメリカ人だけでなく、日本人も含めた多くの人々もそうでしょう。 また、日本の首相として初めてNATOの首脳会議に出席した岸田首相は気づいているのでしょうか。

1. 「攻撃的現実主義(オフェンシヴ・リアリズム)」の理論

ジョン・J・ミアシャイマー『大国政治の悲劇』(五月書房新社、2019 年) は、ソ連崩壊後に、生まれてきた国際政治の将来についての楽観的意見に対して批判しました。自称リア

リストで、「バランス・オブ・パワー」論に依拠して、台頭する中国が平和的なものとなるかどうか、ということについて悲観的な見解を述べ、それに対する対応策を提案しています。

彼のリアリズムとは、国家の理想は「国際社会の中で『覇権国』になることである。」(『大国政治の悲劇』、10頁)。そしてこの理想をめざして各国は「攻撃的現実主義(オフェンシヴ・リアリズム)」に依拠して覇権争いをしているが、「世界制覇を握る国家は、今後も現れそうにない。その理由は、主に大西洋や太平洋のような大きな海を越えて戦力投射をするのに、巨大な困難が伴う点にある。今日、最も豊かで強力なアメリカでさえ、全世界を支配することは不可能だ。しかしアメリカが西半球で行ったような地域覇権なら達成可能だ。よって、すべての大国にとっての究極の目標は、世界のある一定の地域を支配し、他の大国が自分以外の地域で覇権国にならないようにすることだ。アメリカは全くそのように行動しており・・・(様々な大国が)地域覇権を達成しようとするのを阻止している。事実、アメリカは地域覇権を狙っていたこれら四つの国々を阻止する大きな役割を果たした。」(同書、10~1頁)

このように要約されている国際政治の理論が「攻撃的現実主義」として著者が名付けたものです。ここからの仮説として、台頭する中国もアメリカと同じことをするだろう、アジアからアメリカを追い出そうとし、アメリカはそれを阻止しようとする、という近未来の予測をしています。

この書の初版は2001年で、そのときには、中国は発展途上国でした。しかし、2014年の出された増補版では、中国を将来的には地域覇権を目指す大国になると捉えて、第10章 中国は平和的に台頭できるか?を書き加えました。ここでの中国についての予測については触れず、この章で展開されているアメリカの過去の戦争についての記述を紹介することにします。

新しく書き加えられた第10章では、「攻撃的現実主義(オフェンシヴ・リアリズム)」のまとめとして次のように述べられています。

「国際システムの基本的な構造によって国家は安全保障を心配するようになり、互いにパワーを争うことになる」(同書、444頁)

国際システムの基本的な構造とは、第1章で次のように述べられていました。

「国際システムには、国家を互いに恐れさせる要因が三つある。

- 1. 世界の国々の上に存在し、全世界の安全を守ってくれる中心的な権威が存在しない。
- 2. どの国家もある程度の攻撃的な軍事力を持っている。
- 3. 国家は互いがそれぞれ何を考え何をしようとしているかを完全には把握できない。 これらの要因により、すべての国家は決して拭い去ることのできない恐怖をもつのであり、 自分たちが他国よりも国力をあげれば『自国の生き残り』の確率を高くすることができる と考えてしまう。」(同書、33頁)

第10章での再提起にあたり、世界についての次の五つの仮説を提示しています。

- 1.「国家は国際政治における主な行為主体であり、彼らを超える権威は存在しない。」
- 2.「あらゆる国家は、その程度の違いはあるが、攻撃的な軍事力を持っている。」
- 3.「国家は他国の意図というものを確実に知ることはできない。」
- 4.「『生き残り』が国家にとって最も重要な目標であると想定している。」
- 5.「国家は互いに恐れる傾向を持つのだ。」(同書、444~6頁)

このように説明された「攻撃的現実主義 (オフェンシヴ・リアリズム)」の理論からすれば、アメリカ自身はどう位置づけられるのでしょうか。

「『アメリカは世界覇権国だ』と説明されることが多い。ところが私は、アメリカを含むいかなる国も、世界覇権を達成することはできないと考えている。その一つの障害となるのが、距離の遠いところにある大国を征服するのが難しいという点だ。・・・大国にとって最大限に望める目標は『地域覇権国』の達成くらいであり、これは自国の存在する地域の支配達成を意味する。たとえばアメリカは西半球における地域覇権国である。ただしアメ

リカは世界で最も強力な国家でありながら、『世界覇権国』ではないのだ。

国家が地域覇権を達成すると、その次には新たな狙いが出てくることになる。それは『他の大国が地域覇権を達成するのを阻止する』というものだ。言い換えれば、地域覇権国はライバルの登場を嫌うのだ。その主な理由は、地域覇権国――その地域で圧倒的な存在――が世界を自由に徘徊でき、世界の他の地域に介入できるからだ。この状況が暗示しているのは『地域覇権国は互いに相手の裏庭でトラブルを起こそうとする』ということだ。したがって、地域覇権を達成しようとするいかなる国家も、他の大国が同じようなポジションを得るのを不可能にして、自分の周辺に介入してくるのを拒否したいと思うのだ。

アメリカ人のほとんどは考えたこともないと思うが、アメリカが世界中のほぼ全域に基地を置いて政治介入できる最大の理由は、西半球で深刻な脅威に直面していないからだ。もしアメリカが自分の裏庭で危険な敵に直面することになると、距離を超えて世界中を動き回れる能力が、かなり落ちることになる。」(同書、446~7頁)

「国際的なアナーキーの中で生き残るための最良の方法は、唯一の地域覇権国になることなのだ。」(同書、447頁)

このように述べた後、次節で紹介するように、アメリカの地域覇権国への途が述べられています。これが今回紹介することがらの中で一番重要な問題です。

2. アメリカによる 70 年かけた「地域覇権国」への途

1989 年の冷戦の終結後のアメリカの戦争について、次のように回顧することから論を説き起こしています。

「アメリカの政策担当者たちは、ライバルの大国と闘うことをあまり恐れる必要がなくなり、アメリカは他の大国の行動を気にかけることなく、小国に対して自由に戦争を仕掛けていった。その証拠に、アメリカは冷戦終了から六つの戦争を闘っている。その六つの戦争とは、イラク(1991年)、ボスニア(1995年)、コソボ(1999年)、アフガニスタン(2001~14年現在)、そしてリビア(2011年)である。また、2001年9月11日からは、世界中でテロリストたちとの戦いに没頭している。当然だが、ソ連の脅威が薄れた後に、アメリカは大国政治への興味を失ったと言える。

ところが中国の台頭は、この状況を変えつつあるように見える。その理由は、この流れが国際システムの構造そのものを根本的に変えてしまう可能性をもっているからだ。もし中国経済が今後の数十年にわたって急激な成長を続けるとすれば、アメリカは再び潜在的なライバル国に直面することになり、大国政治が完全に復活することになる。」(同書、441~2頁)

中国の台頭が平和的にはならない理由として、過去のアメリカと同じ道を歩むであろうと予測して次のように述べています。

「オフェンシヴ・リアリズムは、中国の台頭について重要な示唆を与えてくれる。私の議論を簡潔にいえば、『中国がもし経済面で発展を続ければ、アメリカが西半球を支配したのと同じような形でアジアを支配しようとする』というものだ。そしてアメリカは、中国の地域覇権を阻止しようと多大な努力をするはずだ。インド、日本、シンガポール、韓国、ロシア、そしてベトナムなど、北京の周辺国のほとんどは、アメリカとともに中国の力を封じ込めようとする。結果として、激しい安全保障競争が行われることになり、戦争勃発の可能性も高まることになる。端的に言えば、中国の台頭は決して穏やかなものとはならないはずだ。」(443頁)

これは2014年の時点での予測ではなくて、以降経済の高度成長が続いた後の予測で、現時点ではそうなっています。

中国もアメリカと同じように地域覇権国をめざすだろうと予測するミアシャイマーは、その予測を説明するために、アメリカによる西半球支配の経過を述べています。1783年にイギリスから独立して以降の70年間のアメリカの戦争の歴史です。

「その後の 70 年間に、アメリカはこの危険な状況に対処するため、太平洋へと大陸横断

を実行し、その過程で広大かつ強力な国家を作り上げた。いわゆる『明白な天命(マニフェスト・テスティニー)』を実現するために、彼らは莫大な数のアメリカ先住民を殺害して彼らの土地を奪い、スペインからフロリダを購入し(1819年)、現在はアメリカ中部となっている場所をフランスから購入している(1803年)。1845年にはテキサスを併合し、翌年の1846年にはメキシコと戦争して、現在のアメリカ南西部となる場所を獲得している。彼らはイギリスと交渉して太平洋側の北西部と1846年に獲得しており、最終的に1853年の『ガズデン購入』でメキシコからさらに領土を入手した。

アメリカは 19 世紀を通じてカナダの征服を真剣に考えており、1812 年には実際にそのことを念頭においてカナダに侵攻している。もしそこに無数の奴隷がいなければ、カリブ諸島のいくつかはアメリカのものとなっていた可能性がある。ただし、この時の北部の諸州は、連邦のなかにこれ以上奴隷を抱えたくないと考えていた。事実として指摘しておかなければならないが、『平和を愛する』はずのアメリカは、19 世紀には領土拡大の記録を重ねており、しかもこれは人類史上例をみないほどの速いペースで行われたのだ。」(同書、448頁)

1823 年、モンロー宣言をし、西半球からヨーロッパの大国を追い出し、再び入ってくるのを防ぐことを計画し、19世紀末には実現しました。

地域覇権を達成して後の大国の仕事としては、具体的には、地域覇権をめざせる大国は、 ドイツ、大日本帝国、ナチスドイツ、ソ連邦でしたが、これらに対するアメリカの対応が 次のように述べられています。

「アメリカは 1917 年 4 月に第一次世界大戦に参戦している。その理由は、当時のヴィルへルム皇帝のドイツが、戦争に勝ってヨーロッパを支配しそうに見えたからだ。アメリカの兵士たちはドイツ帝国を不利にするうえで重要な役割を果たしており、これが 1918 年 11 月のドイツ敗戦につながった。1940 年代初期にルーズベルト大統領はアメリカを第二次世界大戦に参戦させようとして甚大な努力をしており、アジアにおける日本や、とくにヨーロッパにおけるドイツの野望を阻止しようとしていた。1941 年 12 月に参戦してから、アメリカはこの両枢軸国を破壊する手助けをしている。1945 年以降のアメリカの政策担当者たちは、ドイツと日本の軍事力を制限するために多大な努力をしている。その他にも、アメリカは冷戦期を通じてソ連がユーラシア大陸全体を支配するのを防ぐために一貫した努力を行っており、1989 年から 1991 年にかけてはソ連を歴史の闇に葬り去る手助けをしている。

冷戦終結の直後から、ジョージ・ブッシュ(父)政権は、1992年にメディアにリークされた有名な『国防ガイダンス』の中で、アメリカは世界唯一の大国であり、この高い地位を維持する計画であることを大胆に宣言している。言い換えれば、アメリカの政策担当者たちは新たなライバル国の登場を許さないということだ。」(同書、449~450頁)

最後に、アメリカの戦争についての印象的な分析を引用して補足を終わります。

「1900 年から 1990 年までのアメリカは、ヨーロッパ大陸に平和を保つために関与しようとしていたわけではないことが強調されるべきであろう。・・・アメリカはどちらの世界大戦においても平和を築くために戦ったわけではなく、危険な敵国が地域覇権を達成するのを防ぐために戦ったのである。平和はこれらの祖力の結果として生まれた、喜ぶべき副産物にすぎない。冷戦にも同じことが当てはまる。米軍がヨーロッパに駐留したのはソ連を封じ込めるためであり、平和を守るためではなかった。冷戦の間の長期にわたる平和状態は、アメリカの抑止政策が成功したために生じた、幸運な成果だったのである。」(同書、328 頁)

こういったリアルな政治からすれば、中国包囲網の形成過程における日本の役割についてもアメリカはリアルな計算をしているでしょう。私たちも国際政治におけるリアルな政治の現実を踏まえて、日本の安全保障を考えていく必要があります。

あとがき

暑中お見舞い申し上げます。

突然猛暑となり、作業が難航しました。一月早い猛暑に、これがいつ終わるのか気になります。日本の安全保障の研究は、戦争をなくしたい、一人からでも始められる運動を発見したい、という問題意識で始めました。今回の戦争の背景には、地域覇権国アメリカの地位の揺らぎがあるのですが、ロシアのウクライナ侵略が、これにどのように作用するのか、まだまだ見通しはつきません。ただ、国際世論といっても英米中心のロシア非難の西側陣営は、GDPでは世界の6割を占めていますが、人口では2割に達していません。これに対して中立国は人口の3割を超えています(『日経新聞』、6月28日「そして3極に割れた世界」秋田浩之)。マスコミを利用したプロパガンダは、西側陣営が圧倒的ですが、文化という観点から見れば、遅れた文化の代表かも知れません。

研究ノート

基礎から考える日本の安全保障(第二回) 日米安全保障条約の問題点(1)

はじめに

戦争の影響が物価高や、食糧危機、エネルギー危機として現れていますが、日本の安全保障の面でも大きな変化が現れました。朝日新聞が7月16・17日に電話で世論調査を実施し、「憲法9条を改正し、自衛隊の存在を明記することへの賛否」を尋ねたところ、賛成が51%、反対33%となったと報道されています。比較可能な直近の2018年3月の調査では、賛成33%、反対51%でしたから、もろ戦争の影響が出たと考えられます。

日本政府は自国の安全保障を日米安保条約によって、アメリカに預けており、その是非についての日本での議論は憲法9条をめぐる問題として取り上げられてきました。しかし、日米間の安保条約そのものの研究は十分になされているとは思えません。

国民的な反対運動があったにもかかわらず、2015年になされた「安保法制」強行採決についてふり返ってみましょう。そもそも安保法制とは、従来からあった10本の法律に、新たにつぎの法律を加えて11本にまとめたものでした。

「新規制定(1本)国際平和支援法:国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律

協同組合運動研究会で報告をしていただいた山下信子弁護士は、運動の盛り上がりの発端について次のように述べています。

「今回の安保法制は 11 本の法律の束と言われましたが、これが違憲だということはもう 決着をしています。

最初に衝撃的だったのは、去年(2015 年)の 6 月 4 日、衆議院の憲法審査会で、自民党推薦を含む 3 人の憲法学者が、3 人とも違憲だと明言したところから始まったわけです。小林節先生がおっしゃるには、この審査会は、安倍さんに干されている人たちがいる委員会で、すごく眠たい感じだったけど、初めに長谷部教授、秘密法に賛成した人ですが、『立憲主義にも違反するし、政府の憲法解釈さえ踏み越えてしまうので、違憲です。』と言った途端に、小林先生の前にいた自民党の議員が、人間ってあんなにびっくりできるのか、というぐらい、ゾンビみたいな顔になったとおっしゃっていましたが、それぐらい衝撃的だったという話です。

この憲法学者の後で、1000人の憲法学者(例外3人とか言っていますが)、あるいは弁護士会、元最高裁判事、元最高裁長官、元内閣法制局局長という方が、違憲と言った。法律の専門家は違憲だと明言しました。」(『協同組合運動研究会報』247号)

しかし、野党の審議ボイコットにもかかわらず、安倍自民党は強行採決をします。

<7月16日、衆議院本会議で安保法制が可決された。前日の平和安全特別委員会では、 野党議員たちが「自民党感じ悪いよね」などと書かれたプラカードを持って委員長に詰め 寄るシーンがテレビで報道された。そして、夜には数万人の人々が国会議事堂を取り囲 み、深夜までデモを続けた。多くの学者が「違憲」だと主張し、野党が採決をボイコット する中で、安保法制を「強行」に可決させたのはなぜなのか。本会議後、安倍総理はぶらさがり会見でこう述べた。「日本を取り巻く安全保障環境は厳しさを増しています。この認識の中において、日本国民の命を守り、そして戦争を未然に防ぐために絶対に必要な法案であります」 つまり、安倍総理が「違憲」と言われつつも採決したのは、「必要」と判断したから、ということだ。だとすれば、「憲法」とはいったい何なのか。憲法の理念とは、必要であれば破ってよいものなのだろうか。そもそも、この法案は本当に「必要」だったのだろうか。> (ダイアモンドオンライン: 2015. 7. 18 5:00 会員限定)

ダイアモンドの記事にある「違憲」だけれども「必要」ということは、じつは日米安保 条約そのものの研究によって解明されねばなりません。というのも、日米関係は、敗戦後 の占領から始まり、講和のあとも米軍は日本から撤退せず、しかもドイツやイタリアと違 って、基地の配備について治外法権状態に置かれているからです。

この問題について正面から取り上げた矢部宏治『日本はなぜ、「戦争ができる国」になったのか』(集英社インターナショナル、2016年)の紹介から始めます。今回は読書ノートです。

1. アメリカ公文書記録管理局が機密指定を外した文書による日米関係の研究

アメリカによる日本単独占占領は、1945年9月2日、日本の降伏文書調印にはじまり、1951年9月8日のサンフランシスコ対日講和条約・日米安保条約調印まで、約6年間続きました。しかし、今日に至るまで、米軍基地は、沖縄をはじめ日本全土に存在し、しかもそれが密約によって治外法権状態にあり、対米従属は独立後も変わっていない、という研究が2010年代から沢山出版されるようになりました。

それらの研究が依拠しているのは、アメリカ国立公文書記録管理局(NARA)で、機密指定を外され解禁となった太平洋戦争や沖縄統治に関連する書類、また過去から現在までの国際条約、外交文書、議会記録、連邦裁判記録、大統領メモ、国勢調査、破産報告、軍隊記録、特許書類などあらゆる公的資料です。これらは、誰でもネットで閲読が可能であって、膨大な資料の中から苦労して発掘した外交文書類にもとづいて、日米関係における新事実の解明が進められていったのです。

2. 矢部宏治の紹介

矢部が日米関係について問題意識をもったのは、2009 年に民主党政権が成立し、鳩山首相が沖縄の普天間の米軍基地の海外移転を実現しようと努力したときに、外務官僚に裏切られ、実現できずに逆に退陣に追い込まれたことを契機にしています。これに無性に腹が立った矢部は沖縄の米軍基地を見たくなり、プロの写真家をもとなって 2010 年 9 月下旬から 2 週間かけて沖縄本島を一周し、2011 年に追加取材して、沖縄の米軍基地を紹介した『本土の人間は知らないが、沖縄の人はみんな知っていること 一沖縄・米軍基地観光ガイドー』(書籍情報社、2011 年)を出版しました。沖縄の米軍基地について予備知識が何もなかった矢部は、沖縄県のホームページから米軍基地の資料をダウンロードし、それを手に基地巡りを始めたのでした。(「はじめに」の要約です)

ところがこの取材チームは不思議な体験をすることになります。出会う人、出会う人がみんな取材を助けてくれるのです。この本は、沖縄の米軍基地 28 か所について、それぞれ、①米軍基地の観光ガイド、②米軍基地の写真集、③米軍基地の背景説明、の三つの組み合わせでできています。日米安保体制は、抗う鳩山首相がすぐ辞任させられるような逆らえない体制ですが、これにどう抗うか、フィリピンの例などを挙げて、人びとに希望を託しています。

もともと出版人だった矢部は、この書の出版で、問題意識ある研究者や活動家たちと知り合いになり、日米安保体制の全面的解明をめざした「戦後再発見双書」(創元社)の出版にもかかわります。この双書は次の10冊で完結し、あと年表が出版されています。

『戦後史の正体 1945-2012』(孫崎 享 著、2012 年)、『本当は憲法より大切な「日米地位

協定入門」』(前泊 博盛 編著 / 明田川 融 著 / 石山 永一郎 著 / 矢部 宏治 著、2013年)、『検証・法治国家崩壊——砂川裁判と日米密約交渉』(吉田 敏浩 著 / 新原 昭治 著 / 末 浪 靖司 著、2014年)、『核の戦後史 Q&Aで学ぶ原爆・原発・被ばくの真実』(木村 朗 著 / 高橋 博子 著、2016年)、『「日米合同委員会」の研究——謎の権力構造の正体に迫る』(吉田 敏浩 著、2016年)、『「日米指揮権密約」の研究 自衛隊はなぜ、海外へ派兵されるのか』(末浪 靖司 著、2017年)、『朝鮮戦争は、なぜ終わらないのか』(五味 洋治 著、2017年)、『9条入門』(加藤 典洋 著、2019年)、『密約の戦後史——日本は「アメリカの核戦争基地」である』(新原 昭治 著、2021年)、『日米同盟・最後のリスク——なぜ米軍のミサイルが日本に配備されるのか』(布施 祐仁 著、2022年)、資料編 『占領期年表 1945-1952年 沖縄・憲法・日米安保』(明田川 融 監修、2015年)

なお、矢部自身の関連する著作は次です。

『本土の人間は知らないが、沖縄の人はみんな知っていること 一沖縄・米軍基地観光ガイド―』書籍情報社、2011 年、『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』(共著)創元社、2013 年、『日本はなぜ「基地」と「原発」を止められないのか』集英社インターナショナル、2014 年、『戦争をしない国 一明仁天皇メッセージ―』小学館、2015 年、『日本はなぜ、「戦争ができる国」になったのか』集英社インターナショナル、2016 年、『知ってはいけない ―隠された日本支配の構造―』講談社〈講談社現代新書〉、2017 年、『知ってはいけない 2 一日本の主権はこうして失われた―』講談社現代新書、2018 年、『天皇メッセージ』小学館、2019 年

3. 『日本はなぜ、「戦争ができる国」になったのか』

1)概要

矢部は、「はじめに」で、偶然会った鳩山元首相との会話で、「日米合同委員会などの軍事上の密約を生みだす法的構造」について鳩山由紀夫元首相は知らなかった。(『日本はなぜ、「戦争ができる国」になったのか』、1頁)と述べた後、アメリカは公開された公文書だけでなく、密約の類も30年後には公開されるという文書管理の完璧さに比べ、日本はこの点でまったく劣っていることを踏まえて次のように述べています。

「現在の日本のエスタブリッシュメントたち(私のいう『安保村』のエリートたち)は、 戦後アメリカとの間でむすんできたさまざまな軍事上の密約を、歴史的に正しく検証する ことが全くできなくなっている。というのも、過去半世紀にわたって外務省は、そうした 密約に関して体系的に保管・分析・継承することをせず、特定のポストにいるごく少数の 人間の個人的なテクニックに、その対応をまかせてきてしまったからです。

そのため、とくに 2001 年以降の外務省は、『日米密約』というこの国家的な大問題について、ただ資料を破棄して隠蔽するしかないという、まさに末期的な状況になっているのです。」(同書、3頁)

この本は次のような目次となっています。

はじめに

序章 六本木ヘリポートから闇の世界へ

パート1 ふたつの密約――「基地」の密約と「指揮」の密約

パート2 ふたつの戦後世界——ダレス vs マッカーサー

- 1. 朝鮮戦争直前――マッカーサーモデルの崩壊
- 2. 朝鮮戦争の勃発――「基地権問題」の決着と「指揮権問題」の浮上

パート3 最後の秘密・日本はなぜ、戦争を止められないのか――継続した「占領下の戦時体制」

- 3. 第1次交渉の合意まで (~1951年2月9日)
- 4. マッカーサーの解任 (1951年4月11日)
- 5. 新安保条約の調印(1960年1月19日)

あとがき 私たちは、なにを選択すべきなのか

(今回読書ノートとしましたが、この書はノンフィクションタッチで書かれていて、引用とかがしづらいので、私の方で大意をまとめ、ところどころに引用を入れるという形にします。)

2)序章 六本木ヘリポートから闇の世界へ

(1)「横田空域」

まず、横田基地が管理している東京の米軍管理空域の存在から始めています。一都八県の上空をカバーし、最高高度 7 千メートルにのぼる空間が(「横田空域」)日本の民間航空機の立ち入れない空域となっているのです。

これは3年前(2013年)の双書2『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』で取り上げたので、マスコミでも取り上げられました。この事実は縦割りとなっている外務省の高級官僚も知らないようです。

マスコミは取り上げるようになりましたが、遠回りや燃料経費、時間、危険な飛行というだけで問題の本質には迫ろうとしていません。

実は、アメリカにとって日本には国境がないのです。横田基地や横須賀基地から、フリーパスで都内に入ることができるのです。また、六本木ヘリポートへは、軍用ヘリで20分で到着します。アメリカ人にとっては日本の国境はないし、また日本の上空も支配していることから、これだけで日本は独立国ではないことになります。

このような治外法権は 1958 年 12 月 15 日に、米軍横田基地と東京航空交通管制部の間で 合意されました。決定したのは「日米合同委員会」です。

(2)日米合同委員会

「日米合同委員会というのは、基本的に日本に駐留する米軍や米軍施設など、軍事関係の問題について日米で協議するための機関なんです。」(同書、31~2頁)

「日米合同委員会組織図」(同書、33頁)

米軍のエリート将校と日本の高級官僚たちが35の部会に分かれて、毎月2回さまざまな問題について協議するものですでに60年以上にわたって会合を続けています。外部に公開する義務はなく秘密会議です。

1953年9月29日の取り決め

「日本の当局は・・・所在地のいかんを問わず合衆国軍隊の財産について、捜索、差し押さえまたは、検証を行う権利を行使しない」(同書、32頁)

基地だけでなく、それ以外の場所も治外法権にできるわけです。

1977 年横浜市青葉区の住宅街にファントム偵察機が墜落し、二人の子供が死亡しました。 自衛隊のヘリは、パラシュートで脱出した米軍パイロットだけを乗せて厚木基地へ帰って 行ったのです。(同書、35 頁)

日米合同委員会の構成メンバーは、アメリカ側は米軍、日本側は官僚です。

「この日米合同委員会というシステムがきわめて異常なのは、日本の超エリート官僚が、 アメリカの外務官僚や大使館員ではなく、在日米軍のエリート軍人と直接協議するシステムになっているというところです。」(同書、37頁)

アメリカ国務省はこの異常さに気づき、米軍に変更を求めていますが米軍は応じていません。「戦後日本という巨大な利権を手放したくないアメリカ軍部」「それに全面的に服従する日本の官僚組織」という構図です。

日本側のトップは外務省北米局長、代表代理が法務省大臣官房長。歴代の大臣官房長は、 事務次官を経て検事総長になっています。

日本側の難点は、日本側には軍人は皆無で、高級官僚も任期が1~2年で交代し、しかも 文書管理がずさんですから、それだけで米軍優位の会合となると予想されます。

(3)どうすればこの関係を断ち切れるのか

「日本のリベラル派というのは、そういう無意識の大戦略(アメリカを刺激しない)のもとに憲法9条を押したてて、自衛隊の海外派兵という一点だけは、何とか阻止しようとしてきた。そういう歴史だったのではないかと思います。」(同書、43頁)

「つまり憲法 9 条を、日本政府というよりも、むしろその背後にいる米軍をしばる鎖として使ってきた。そして米軍をしばることによって、同時に日本の右派の動きをもおさえこんできた。おそらくこれが日本の戦後 70 年だったと思います。」(同書、44 頁)

問題は、日本人は自分たちの手で「大きなねじれ」の謎をとかなければならない、と矢部は述べています。

A:「史上最大の軍事力を持ち、世界中に出撃して違法な先制攻撃を繰り返す在日米軍」

B:「一切の軍事力をもたないことを定めた日本国憲法9条2項」

「A は古典的な軍事同盟に起源をもち、B は国連憲章にもとづく戦後の集団安全保障 (= 国連軍構想)に起源をもつ、という世界史的なスケールをもった矛盾でもあります。」(同書、46頁)

この矛盾の解明のためには、日米安保条約——日米地位協定——密約、という日米関係 の構造を解明する必要があるのです。

3)第一部 二つの密約 「基地」の密約と「指揮」の密約

(1)二つの密約

- ① 米軍が日本の基地を自由につかうための密約
- ② 米軍が日本の軍隊を自由につかうための密約(同書、52頁)

日本政府の対応

- ①については、核兵器の地上への配備をのぞいて、結果としてすべての要求に応じ、密約を結んできました。
- ②については、自衛隊が戦時に米軍の指揮下に入ることは密約で認めましたが、その行動範囲はあくまでも国内だけにとどめ、国外での軍事行動については拒否し続けてきました(2015 年まで)(同書、53 頁)

戦後70年、米軍が駐留する日本を攻撃してくる国はなく、この間平和が続きました。

(2)基地権密約

1952年~2000年

基地権密約は、冷戦時代は日本の国土全体を、基地として自由につかう権利は、アメリカの世界戦略にとってはかりしれないほどの重要な意味をもっていました。(同書、55 頁) 他方軍事力の方はそれに比べると優先順位が低かったのです。

安倍政権による安保関連法(2015年)によってこの状況は一変しました。

(3)基地権密約を解明した新原昭治

秘密文書①1957 年の極秘報告書——1952 年の独立後も、軍事占領は継続しました。(同書、58 頁)

これは当時アイゼンハワー大統領によってつくられていた「世界の米軍基地に関する極 秘報告書(「ナッシュ報告書」)のための基礎資料として、日本のアメリカ大使館が作成し た文書です。

在日米軍の 9 項目にわたる権益、これはとてもひどい状況で、重大な岐路にさしかかっている、という認識が示されていました。

秘密文書②基地権密約の発見——1960年の安保改定後も、軍事占領は継続しました。 1960年1月6日に藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との間で交わされた文書がそれです。

その内容は、「在日米軍の基地権は、1960年に調印された日米地位協定の第3条1項によ

って、それまでの日米行政協定の時代と変わることなくつづく」(同書、69 頁)というものでした。

アメリカの外交官の日本の外交への見方。「ウラでどんな密約をかわしてもよい。オモテ の見かけが改善されていれば、それでよい」(アメリカの極秘電報)

実際に日本の自民党の首相たちは密約を自分一人で背負い込み、他に知らせなかったので、アメリカとの外交上の問題が多々発生しました。

(4)1960年の安保条約改定

「旧安保条約+行政協定」─→「新安保条約+地位協定」

問題は第3条1項で、行政協定は次のようでした。日米行政協定(1952年)第3条1項(前半)

「合衆国は、施設及び区域〔=米軍基地〕内において、それらの設定、使用、運営、防衛または管理のため必要なまたは適当な権利、権力および権能を有する。」(同書、74頁) 改訂された日米地位協定は次のようになっています。

「合衆国は、施設及び区域〔米軍基地〕内において、それらの設定、運営、警護および管理のための必要なすべての措置をとることができる。」(同書、75頁)

両者を比較すると、地位協定の方はマイルドな表現に代えられていますが、「基地権密約」 によって従来の絶対的権力は引き継がれたのです。

次に第3条1項の後半ですが、これは米軍が基地の外で、自由に動ける権利についての 協定です。これは制空権にからんできます。

行政協定では、米軍が主語でしたが、地位協定では日本政府が主語となっています。さ すがに行政協定の条文ままでは独立国ではないですから、日本政府を主語とすることで、 独立の形をとるようにしています。

「日本国政府は、・・・関係法令の範囲内で必要な措置を執る」と修正されたのですが、しかし密約によって行政協定の中身が継続されたのです。

見掛けと実質のちがいが、無数の密約を生みだしたのであり、歴史的に見れば、基地権密約の主役は岸信介でした。

(5)指揮権密約

他方、指揮権密約の主役は吉田茂です。

旧安保条約第1条

「平和条約およびこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍および海軍を日本の区内およびその付近に配備する権利を、日本国は許与し、アメリカ合衆国はこれを受託する。」(同書、84頁)

基地をおくではなくて、配備するということでこれは基地での活動を保障するもっと広い概念です。

平和条約をむすべば、ポツダム宣言によって、占領軍は撤退しなければなりません。アメリカは平和条約をむすびながらも日本に米軍基地を存続させる道を模索し、それが旧安保条約でした。しかも「独立国」日本にとって、あるいは日本の国民にとって都合の悪いことがらは密約で処理するという手法が、吉田首相のもとで開発されたのでした。詳しくは次回で取り上げます。

4)パート2 ふたつの戦後世界

(1)日本における 1950 年 6 月の朝鮮戦争の意味

日本はまだ占領下にありました。

マッカーサーは、占領軍に憲法原案を作成させましたが、天皇の象徴化とともに抱き合わせで日本が自衛のための軍事力ももたず、日本の安全保障を国連に委ねるという構想でした。

これに対して朝鮮戦争前夜(1950年5月)、対日平和条約プロジェクトの責任者に任命されたダレスが来日し、「6月21日から1週間にわたって、マッカーサーや吉田首相、アメリカの軍部のトップたち、さらには昭和天皇の側近など、さまざまな立場の人びとと公式・非公式の会談をもち、プロジェクトのスタートに向けて猛烈に動き始めていたのです。」(同書、136頁)

ダレスは 6 月 17 日に韓国も訪問していて、差し迫った危機はないという認識でしたが、6 月 25 日に朝鮮戦争が起きたのです。マッカーサーもダレスも戦争を予想していませんでした。

(2)朝鮮戦争

1950年6月25日北朝鮮軍が国境を越えて南下、2日後にはソウル陥落。アメリカが地上軍の派遣を開始し、7月7日には国連軍(朝鮮国連軍)の編成も認められました。

米軍が釜山周辺にまで追い詰められた9月15日、マッカーサーが、仁川上陸作戦を強行し この成功によって形勢が逆転。

10月初旬、中国の警告を無視して米軍を38度線を超えて中国国境にまで迫ったことで、中国軍が参戦し、形勢が逆転。

その後ソウルをめぐっての攻防があり、1953年7月27日に休戦協定がむすばれました。

(3)マッカーサーの解任

1951年4月11日に、朝鮮戦争の強硬路線に反対するトルーマン大統領がマッカーサーを解任した。

(4)アメリカ側の日本独立の三つのモデル

- ①マッカーサー:日本の「非武装中立」+沖縄の「軍事要塞化」
- ②アメリカ国務省:NATOのような集団防衛条約など
- ③アメリカ国防省:早期独立には絶対反対 ありえるとすれば軍事面での占領は継続する 「部分的講話」構想

マッカーサーの構想は憲法9条の戦力の不保持と交戦権の否認。

1946年2月3日にはロンドンで国連軍創設のための第1回会議が始まった日。マッカーサーの憲法草案作成開始の日と重なります。9条2項が国連軍の存在を前提として書かれた条項であることは明らかです。

しかし、国連軍の創設は出来なかった。43 条にある各国が国連と結ぶ「特別協定」に関して、「特別協定」についての協議が進展しなかったからです。これには、共産主義封じ込めを命とするダレスが関与しています。

NATO版としての太平洋協定。メンバーはアメリカ、カナダ、フィリピン、オーストラリア、ニュージーランド、日本。これは成立せず、アメリカは日本とは旧安保条約、フィリピンとは米比相互防衛条約(1951 年 8 月 30 日)、オーストラリア・ニュージーランドとは ANZUS 条約(1951 年 9 月 1 日)をそれぞれ独立に結びました。(同書、148 頁)

(5)日本に対する安全保障と、日本の安全保障

③国防省の方針の具体化「在日米軍の法的地位は変えない半分講和」国務省も軍部に配慮して「政治と経済については日本とのあいだに『正常化協定』を結ぶが、軍事面では占領体制をそのまま継続する」(同書、152頁)

次に平和条約と旧安保条約をめぐる交渉が研究されなければなりませんが、それは実はパート1でなされていますので、それに立ちかえります。

5)パート1 二つの密約

(1)旧安保条約をめぐるダレスとの交渉日程

1951年1月26日、ダレス来日。

2月2日、ダレス、旧安保条約の原案(「日米安全保障協力協定案」)を提示。 日本側はその内容にショックを受ける。対応策を検討。

2月3日、吉田による「再軍備について」の提案。

ダレスは日本側の提案をもとに「行政協定+日米合同委員会」構想でプロジェクトの目的を達成。寛大な平和条約と常識外の軍事的特権」

2月5日、ダレス寛大な平和条約案の草案を示す。

2月6日、ダレス、平和条約、旧安保条約、行政協定の3本立ての原案を提示。

2月9日、日米でサイン

2月11日、離日

統一指揮権についての吉田の口頭密約

1952年7月23日についての機密報告書クラーク極東軍司令官

「吉田氏はすぐに、有事の際に単一の司令官は不可欠であり、現状のもとではその司令官は合衆国によって任命されるべきであることに同意した。同氏はつづけて、この合意は、日本国民にあたえる政治的衝撃を考えると、とうぶんのあいだ、秘密にされるべきであるとの考えを示し、マーフィーと私はその意見に同意した」(同書、120頁)

1954年吉田の2度目の指揮権口頭密約

(2)アメリカの原案 1951 年 2 月 2 日提出、交渉は一年間続く

「日本区域において戦争または差し迫った戦争の脅威が生じたとアメリカ政府が判断したときは、警察予備隊ならびに他のすべての日本の軍隊は、日本政府との協議のあと、アメリカ政府によって任命された最高司令官の統一指揮権のもとにおかれる」(94~5頁)

この案に日本側は驚きました。警察予備隊だけでなく、まだ存在しない「日本の軍隊」 を想定していたのです。これの削除の交渉過程で、「1952 年 7 月 23 日に、吉田首相が口頭 で『戦争になったら、日本軍は米軍の指揮下に入る』という密約を結びました。」(同書、 97 頁)

日米安保条約交渉過程について当事者の一人西村熊雄による『平和条約に締結に関する調書』、があり、これは、外務省 HP で読めます。

次に再軍備について自衛隊の前身である保安隊の発足を文書で約束した。(同書、104頁) 「再軍備の発足について」(1951年2月3日)で、5万人の保安隊をつくることについて の密約を結んだのです。

「再軍備の発足について」(1951年2月3日)発表の日の午前、吉田による共同委員会設置方針が日本側で合意され、交渉に持ち出されます。これが日米合同委員会の起源となったのです。ここで指揮権の問題が扱われています。

(3)安保条約案の確定

ダレスとの交渉過程で、条文をいじる事で妥協したアメリカは、国会の承認がいらない 秘密協定として文章化することをもとめました。

結果は、日米安保条約原案にあった内容を二分割し、安保条約と行政協定が生まれたのです。

密約は 4 重構造になっています。平和条約 旧安保条約 行政協定 日米合同委員会で の秘密協議

これによって、日米講和条約準備のプロジェクト(1950年9月8日発足)の基本原則である「日本中のどこにでも、必要な期間、必要なだけの軍隊をおく権利を獲得する」(同書、111頁)が実現されたのでした。